

鳥取市立病院E S C O事業 募集要項

平成30年8月

鳥取市立病院

目 次

1	募集の趣旨	1
2	事業概要	1
	(1) 事業名	
	(2) 契約方式	
	(3) 事業場所	
	(4) 事業内容	
3	応募条件	1
	(1) 応募者	
	(2) 応募者の役割	
	(3) 応募者の資格	
	(4) 応募に関する留意事項	
4	事務局	4
5	事業スケジュール及び応募手続き	4
	(1) 日程	
	(2) 応募手続き	
6	審査及び審査結果の通知	6
	(1) 審査	
	(2) 審査結果の通知及び公表	
	(3) 失格	
7	契約に関する事項	6
	(1) 契約の手順	
	(2) 契約の概要	
8	参加表明書作成要領	7
	(1) 提出書類	
	(2) 作成要領	
9	提案書作成要領	9
	(1) 提出書類	
	(2) 作成要領	

別添1 仕様書

別添2 鳥取市立病院E S C O事業提案審査要領

別添3 契約書(案)

別添4 様式集

鳥取市立病院では、「鳥取市立病院E S C O事業」を実施するため、公募型プロポーザル方式による事業者の募集を行います。この募集要項は、事業者の募集に関して必要な事項を定めたものです。また、本募集要項の内容は、本事業の契約の一部となります。

1 募集の趣旨

鳥取市立病院（以下「当院」という。）は平成7年の移転新築から23年が経過し、設備の老朽化のため、計画的な更新・改修が必要となっています。また、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく省エネルギー対策及び財政健全化に向けた経費削減対策が急務であり、設備の更新・改修にあたっての重要な課題となっています。

このような課題の解決に向けて、当院では民間事業者の優れたノウハウを活用することより、初期投資なく設備改修を実現し、省エネルギー・光熱水費削減を図ることが期待できる「E S C O事業」を導入することとしました。

本募集の目的は、民間事業者の優れたノウハウ・技術的能力を活かした設計・施工、事業資金計画、運転管理指針及び維持管理等に関する提案を受け、当院にとって最も優れていると考えられる提案を選定することにあります。

最も優れている提案に選定された応募者を優先交渉権者とし、当院とE S C O事業についての契約締結に向けて協議します。この協議の合意と優先交渉権者の提案に基づく予算の成立をもって、当院は優先交渉権者と契約を締結し、本事業を実施するものとします。

ただし、本事業は停止条件付きの募集であり、優先交渉権者の提案に基づく予算が成立しなかった場合、本件は、提案を募集したことに留まり事業化はされません。この場合、提案書作成等にかかった費用は事業者の負担となります。

2 事業概要

- (1) 事業名 鳥取市立病院E S C O事業
- (2) 契約方式 シェアード・セイビングス契約（民間資金活用型）
- (3) 履行場所 鳥取市的場一丁目1番地 鳥取市立病院
- (4) 事業内容 省エネルギー設備導入等のサービスを実施し、施設の省エネルギー化及び光熱水費削減を図る。詳細は別添1の仕様書によります。
- (5) 事業期間 優先交渉権者の提案によります。ただし、最長で15年間（工事期間等を含まない。）とします。

3 応募条件

(1) 応募者

ア 応募者は、単独企業あるいはグループ（複数の企業の共同体）とします。

イ グループで応募する場合は、事業役割を担う者のうちから代表者を1者選定してください。

ウ 参加表明書提出時は、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にしてください。

エ 提案書提出後において、事業運営を目的とした特定目的会社等を設立することも可能とします。ただし、設立条件等に関しては、当院と協議したうえで合意を得る必要があります。

オ 既設設備の設計・施工及び省エネルギー診断等を実施した者であっても、本事業における応

募者となることができます。

(2) 応募者の役割

ア 応募者は、次の役割を全て担い、グループで応募の場合は各構成員が以下の役割を分担するものとします。

(ア) 事業役割：対応窓口となり、契約等諸手続を行い、事業遂行の責を負うものとします。

(イ) 設計役割：設計に関する業務・監理に関する業務を全て実施するものとします。

(ウ) 建設役割：施工に関する業務を全て実施するものとします。

(エ) その他役割：上記(ア)～(ウ)以外の維持管理、金融等に関する業務を各々実施するものとします。

イ 事業役割を担う構成員とそれ以外の役割を担う構成員が異なる場合には、当院との契約前に適正な委託契約又は請負契約を締結し、その契約内容について事前に当院の承諾を得なければなりません。

ウ 事業役割を複数の構成員で担う場合は、構成員間の事業役割に関する合意書を作成し、当院に提出しなければなりません。なお、その合意書には事業役割の構成員全員が、当院に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むものとします。

エ 優先交渉権者となった者は、下請業者又は協力事業者を選定する際、鳥取市内に主たる営業所(本社)を有する者を可能な限り活用するものとします。

(3) 応募者の資格

応募者の資格要件は次のとおりです。なお、グループの場合は、グループとしてこれらの要件を満たす必要があります。

ア 応募者は、参加表明書及び提案書により、本事業を十分に遂行できると認められる者であること。

イ 応募者は、各種対策により対象施設のエネルギー削減量を提案できる者であり、削減量が達成できない場合には保証措置を講じることができる者であること。

ウ 応募者は、省エネルギー改修後のエネルギー削減量および削減金額を計測・検証することができる者であること。

エ 事業役割を担う応募者は、病床数200床以上又は延床面積15,000㎡以上の病院の省エネルギー保証を伴うESCO事業を実施した実績を有する者であること。なお、事業役割を担う応募者が複数である場合は、少なくとも代表者が本要件を満たすこと。

オ 事業役割を担う応募者は、経営等の状況が健全であること。

カ 設計役割を担う応募者は、一級建築士、建築設備士、技術士(建設、電気・電子、機械、衛生工学)若しくはエネルギー管理士のいずれかの資格者又はこれらに類する資格者が所属し、有資格者が本事業の設計を担当すること。

ただし、建築士法(昭和25年法律第202号)第3条第2項に規定する建築物の大規模な修繕若しくは模様替に該当する場合、それに準ずること。

キ 建設役割を担う応募者は、鳥取市の建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び審査申請手続等について(平成28年鳥取市告示第426号)に基づく入札参加資格を有する者又は提案書の提出期限日までに有する見込みのある者であること。

ク 建設役割を担う応募者のうち最低1者は、鳥取市内に主たる営業所(本社)を有する者で、鳥取市建設工事入札参加資格者格付要綱(平成17年1月26日制定)に基づき、管工事のA

級に格付されている者であること。

ケ 建設役割を担う応募者は、提案内容に該当する業種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた者であり、同法に基づく監理技術者等を配置できること。

参加表明時には提案内容が未定のため本項の内容に関する審査は行わないが、優先交渉権者となった応募者の建設役割が、提案内容に該当する建設業許可を持たない、または監理技術者等を配置できない場合、当該優先交渉権者は失格となります。

コ 次に掲げる者は、応募者となることはできません。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

(イ) 参加表明書の提出日から優先交渉権者の決定までの期間のいずれかの日において、鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）、鳥取市物品の売買等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成9年12月1日制定）又は鳥取市建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱（昭和60年6月1日施行）の規定による指名停止措置を受けている者。

(ウ) 参加表明書の提出日から優先交渉権者の決定までの期間のいずれかの日において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者。

(エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団の構成員を役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者。

(オ) 国税及び鳥取市税を滞納している者。

(4) 応募に関する留意事項

ア 費用負担

応募に関する全ての費用は、応募者の負担とします。

イ 提出書類の取扱及び著作権

応募書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属しますが、提出書類は返却しません。なお、優先交渉権者が提出した書類の著作権に関しては、契約締結時点で当院に帰属するものとします。情報公開請求があった場合の取り扱いは、鳥取市情報公開条例（平成11年鳥取市条例第1号）によるものとします。

ウ 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案件、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、事業者が負うものとします。

エ 当院からの提示資料の取扱い

当院が提供する資料は、応募に関する検討以外の目的で使用してはなりません。また、応募者は、応募にあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはなりません。

オ 複数提案の禁止

1 応募者は、1つの提案しか行うことができません。

カ 複数の応募者の構成員となることの禁止

1 応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできません。

キ 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、当院と協議を行い、当院がこれを認めたときはこの限りではありません。

ク 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできません。

ケ 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は提案書を無効とします。

コ 契約停止条件

本事業は停止条件付きの募集であり、優先交渉権者の提案に基づく予算が成立しなかった場合は提案を募集したことに留まり、事業化はされません。また、この場合、提案書の作成及びウォークスルー調査に要した費用はESCO事業者の負担となります。

サ 郵送等について

この募集要項内での「郵送等」とは、日本郵便株式会社あるいは宅配便等により送付することを指します。ただし、信書にあたるものは、適切な方法により送付してください。なお、郵送等の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合の責任は応募者に属するものとし、期間内の提出がなかったものとみなします。

4 事務局

担 当：鳥取市立病院 総務課経営戦略室 小林、波多野

住 所：〒680-8501 鳥取市的場一丁目1番地 鳥取市立病院

電 話：0857-37-1522

FAX：0857-37-1553

電子メール：hp.tottori@hospital.tottori.tottori.jp

5 事業スケジュール及び応募手続き

(1) 事業スケジュール (予定)

(1) 募集要項等の公表・交付	平成30年 8月 1日 (水) から 同年 8月27日 (月) まで
(2) 募集要項等に関する質問の受付	平成30年 8月 1日 (水) から 同年 8月20日 (月) まで
(3) 募集要項等に関する質問の回答	平成30年 8月22日 (水) まで
(4) 参加表明書の受付	平成30年 8月 1日 (水) から 同年 8月27日 (月) まで
(5) 資格確認結果及び提案要請書の通知	平成30年 9月10日 (月) まで
(6) 現場ウォークスルー調査 (1回目) ※現場での資料閲覧、調査 等	平成30年 9月13日 (木) から 同年 9月21日 (金) の間
(7) 提案書の受付	平成30年11月 9日 (金) まで
(8) プレゼンテーション	平成30年11月中旬 (予定)
(9) 最優秀及び優秀提案の選出、結果通知	平成30年11月下旬 (予定)
(10) 詳細診断等に関わる協定書の締結	平成30年12月上旬 (予定)

(11) 詳細診断、包括的エネルギー管理計画書の作成	平成31年3月31日まで
(12) 補助金の申請	平成31年5月頃 ※1
(13) 契約の締結	平成31年9月頃 ※1
(14) 改修工事、完成検査、試運転調整 等	平成32年3月31日まで ※2
(15) 維持管理、計測・検証、省エネ保証等の実施	平成32年4月1日から 契約期間の満了まで

※1 申請する補助金の種類によって異なります。

※2 補助金の採択を受けた場合は、その交付条件によります。

(2) 応募手続き

ア 募集要項の配布

募集要項は、当院ホームページ (<http://hospital.tottori.tottori.jp/>) に掲載するとともに、次のとおり希望者に直接配布します。

(ア) 場所 事務局

(イ) 期間

平成30年8月1日から同月27日（鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第2号）第1条第1項に規定する鳥取市の休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 募集要項等に対する質問

(ア) 募集要項等に対する質問及び回答

質問は、平成30年8月20日の午後3時までに質問書（様式第1号）をファクシミリ又は電子メールで送信して行ってください。回答は、同月22日の午後3時までに当院ホームページ (<http://hospital.tottori.tottori.jp/>) に公表することとし、質問者への個別の回答は行いません。

(イ) 質問書の送信先 事務局

ウ 参加表明書の提出場所、提出期間等

応募者は次により参加表明書を持参又は郵送等により提出してください。

(ア) 提出場所 事務局

(イ) 提出期間 平成30年8月1日から同月27日（休日等を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(ウ) 提出書類 「8 参加表明書作成要領（1）提出書類」のとおりです。

エ 資格確認結果の通知及び提案要請書の配布

資格確認の結果は、平成30年9月10日までに応募者（代表者）に通知します。資格があることが確認された応募者には、あわせて提案要請書を配布します。

なお、資格確認の基準日は参加表明書の提出期限日とします。ただし、資格確認の基準日から優先交渉権者の決定までの間に資格要件を欠いた場合は失格となる場合があります。

オ 現場ウォークスルー調査及び資料の閲覧

当院が提案要請を行った応募者を対象に、平成30年9月13日から9月21日までの間に1回目の現場ウォークスルー調査及び資料の閲覧を実施します。その後希望者には2回目以降の調査を実施する予定としています。参加方法等詳細については、提案要請書に記載します。

カ 審査に関する提案書の提出

提案要請書を通知された応募者は、次のとおり提案書を作成し、持参又は郵送等により提出してください。

(ア) 提出期限 平成30年11月9日 午後5時15分まで

(イ) 提出場所 事務局

(ウ) 提出書類 「9 提案書作成要領 (1) 提出書類」のとおりです。

キ 参加を辞退する場合

提案要請書を配布された応募者が提案を辞退する場合は、提案辞退届(様式第8号)を提案書の提出期限までに事務局に提出してください。

6 審査及び審査結果の通知

(1) 審査

提案の審査は、鳥取市立病院ESCO事業プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、次の要領で行います。なお、詳細は別添2の鳥取市立病院ESCO事業プロポーザル審査要領(以下「審査要領」という。)によります。

ア 全ての提案の中から最も適格とされる最優秀提案を1件、また数件の優秀提案を順位を付して選定します。

イ 最優秀提案者を優先交渉権者とし、また、優秀提案者を次点交渉権者とし、

ウ 応募者が1者であっても提案内容が当院の求める水準に達している場合には、当該応募者を優先交渉権者とし、

(2) 審査結果の通知及び公表

ア 審査結果は、応募者(代表者)に文書で通知します。

イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできません。

ウ 審査結果を審査委員会の講評としてまとめ、提案の概要とともに当院ホームページで公表します。

(3) 失格

審査要領の失格規定に該当する場合は、失格とします。

7 契約に関する事項

(1) 契約の手順

優先交渉権者は当院と詳細診断の実施方法、包括的エネルギー管理計画書の作成および契約書を締結するまでの諸条件について詳細協議を進めるものとします。なお、この際の協議は優先交渉権者が行った提案の範囲内で行うものとします。

契約は、包括的エネルギー管理計画書等の作成、補助金交付決定等が完了し、当院との協議が成立した場合に締結します。ただし、この契約は優先交渉権者の提案に基づく予算が成立した場合のみ締結されるものとします。

(2) 契約の概要

ア 締結時期 平成31年9月(予定)

イ 契約書(案) 別添3に、本募集要項、仕様書、質問回答書等のうち契約及び業務の内容に関わる部分を加えたものとします。なお、最終的な契約内容は優先交渉権者との協議を経て決定するものとします。

- ウ 契約保証金 契約金額の100分の10以上の金額
 ただし、鳥取市契約規則第32条各号のいずれかに該当する場合は免除とします。

8 参加表明書作成要領

(1) 提出書類

	書類名称	指定様式	提出対象 役割	鳥取市入札参 加資格「有」	鳥取市入札参 加資格「無」
①	参加表明書	様式第2号	事業役割 (代表者)	○	○
②	グループ構成表	様式第3号	全ての役割	○	○
	構成員間で交わされた又は交わされる予定の契約書又は覚書等の内容	—	全ての役割	※グループの場合のみ	※グループの場合のみ
③	履行保証書	様式第4号	事業役割	必要な場合	
④	鳥取市の入札参加資格決定通知書の写し	—	全ての役割	○	—
	印鑑証明書※写し可	—	建設役割以外	—	○
	商業登記簿謄本※写し可	—	建設役割以外	—	○
	納税証明書※写し可	—	建設役割以外	—	○
⑤	財務諸表※写し可	—	全ての役割	○	○
⑥	会社概要	—	全ての役割	○	○
⑦	有資格技術職員内訳表	様式第5号	設計役割	○	○
	各資格者免許証等の写し	—	設計役割	○	○
⑧	E S C O 関連事業実績一覧表	様式第6号	事業役割 (代表者)	○	○
	参加資格を満たす契約を証する書類	—	事業役割 (代表者)	○	○
⑨	応募資格確認表	様式第7号	全ての役割	○	○

上表の提出書類に各々の書類番号①～⑨を記したインデックスをつけA4縦長ファイルに綴じたものを1部提出してください。ファイル表紙と背表紙に事業名及び応募者名を記載してください。

(2) 作成要領

① 参加表明書 (様式第2号)

グループで応募する場合は、提出者は事業役割 (代表者) となります。

② グループ構成表 (様式第3号)

グループで応募する場合のみ必要で、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担 (事業役割、設計役割、建設役割、その他役割 (分担名を記載のこと)) を明確にしてください。また、構成員間で交わされた又は交わされる予定の契約書又は覚書等の内容を添付してください。

③ 履行保証書 (様式第4号)

事業役割を担う応募者に、経営等の状況が良好である関係会社 (親会社等) がある場合、そ

の関係会社による履行保証を明らかにする書類を提出することができます。

④ 鳥取市の入札参加資格決定通知書の写し

鳥取市の物品役務、測量等業務若しくは建設工事に係る入札参加資格を有する者は、入札参加資格決定通知書（平成30年度が対象となるもの）の写しを提出してください。

建設役割を担う構成員が、参加表明書提出時点で入札参加資格を申請中の場合は、鳥取市検査契約課に提出した申請書の写しを提出してください。

建設役割以外の構成員のうち、鳥取市の入札参加資格を有していない者は、次の書類を提出してください。

ア 印鑑証明書※写し可

所管法務局発行の証明書で、参加表明書の提出日前3ヶ月以内に発行されたもの。なお、写しでも可とします。

イ 商業登記簿謄本※写し可

現に効力を有する部分の履歴事項全部証明書で、参加表明書の提出日前3ヶ月以内に発行されたもの。なお、写しでも可とします。

ウ 納税証明書※写し可

最新年度分で次の税に係る証明書。なお、写しでも可とします。

- ・法人税、消費税及び地方消費税（税務署発行の様式その3-3）
- ・鳥取市税の滞納なし証明書※鳥取市内に営業所等を有しない者は必要ありません。

⑤ 財務諸表※写し可

最新決算年度を含む過去2事業年度の貸借対照表、損益計算書、減価償却明細表、利益処分（損失処理）計算書等の財務諸表を綴じたもの。なお、写しでも可とします。

その他、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の財務諸表も添付してください。

⑥ 会社概要（任意様式）

企業創立から現在までの沿革、主要な事業内容、主要な営業経歴、代表者役職および氏名、資本金、年間売上金額、関係会社（国内及び海外）、営業所一覧（国内及び海外）、従業員数等を網羅したもの。なお、これらの内容を含む応募者のパンフレット等の提出でも可とします。

⑦ 有資格技術職員内訳表（様式第5号）

設計役割を複数の者で担う場合は構成員ごとに作成し提出してください。

記入した有資格技術職員のうち、各資格（技術士は種類ごと）1名ずつの資格者免許証等（裏面がある場合は表裏共）の写しを提出してください。

⑧ E S C O関連事業実績一覧表（様式第6号）

様式に従い、過去に契約したE S C O事業の実績を記入してください。また、記入の際は病院での実績を優先して記入してください。

また、記入した実績のうち3の（3）のエに示す資格を満たす契約1つについて、契約を証する書類の写し（事業名、契約者名が分かる箇所）を添付してください。

○その他注意事項

- ・記入可能な項目のみ記入してください。
- ・事業名は、契約書上の正確な名称を記入してください。
- ・契約金額は、消費税相当額を含む金額の総額を記入してください。（単位千円）

- ・契約年月日は、契約締結日を記入してください。
- ・契約期間は、E S C Oサービスの契約始期及び終期を記入してください。
- ・施設概要は、施設の主な用途、構造、規模面積、改修工事完了年月を記入してください。
- ・主な契約内容は対象機器、省エネルギー率、パフォーマンス契約の有無と種類（ギャランティード・セイビングスまたはシェアード・セイビングス）、保証の有無、計測・検証の有無、役割（事業役割または設計役割）を記入してください。

⑨ 応募資格確認表（様式第7号）

全ての応募資格を満たしていることを確認し、応募者確認欄にチェックを入れ提出してください。

9 提案書作成要領

(1) 提出書類

	書類名称	指定様式	備考
①	提案書提出届	様式第9号	1部のみ添付
②	提案総括表	様式第10号-1、2	応募者が特定できる表示をしないよう注意してください。
③	技術提案書	様式第11号-1～5	
④	事業資金計画書	様式第12号-1～6	
⑤	維持管理等提案書	様式第13号-1～4	
⑥	主要機器等の設置計画図	任意様式	

上表の提出書類に各々の書類番号（①～⑥）を記したインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたもの（ファイルの表紙と背表紙に、事業名を記載してください。）を8部提出してください。なお、様式第9号は、1部のみ作成し、他の7部には添付しないでください。

(2) 作成要領

① 一般的事項

ア 使用言語は、日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、全て横書きとしてください。また、文字サイズは明朝又はゴシック10ポイント程度としてください。

イ 用紙はA4縦版とし、枚数に制限は設けません。ただし、指定様式及び図面やフロー図等A4縦版に収まらないもののみA3横版（様式を拡大してください。）とし、A4縦版サイズに折り込んでください。

ウ 提案書には、各ページの下中央に、書類名称記号とページ番号を記載してください。書類名称記号とは、9の（1）の表最左列の記号のことであり、ページ番号は、その書類名称記号内での通し番号としてください。（記載例：①-1）

エ 様式第9号の1部を除き、提案書類には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示は一切付さないでください。

オ 改修提案等の内容は補助金の有無に関わらず1通りとし、事業資金計画書のみ補助金の有無を考慮して作成してください。

② 提案総括表

ア 改修提案項目一覧表（様式第10号-1）

改修提案項目ごとに、光熱水削減量、1次エネルギーおよび二酸化炭素排出の削減量と削減率、年間削減予定額、工事他投資額、単純回収年を記載してください。なお、水について

は、1次エネルギー及び二酸化炭素の削減量及び削減率は記載しないでください。

ひとつの改修提案項目の中に、複数のエネルギー種別（電気、ガス、水等）の増減がある場合は、それぞれのエネルギー種別ごとに、光熱水削減量、1次エネルギーおよび二酸化炭素排出の削減量と削減率、年間削減額を記載してください。

削減率（1次エネルギー及び二酸化炭素）については、小数点以下第3位を四捨五入、単純回収年については小数点以下第2位を四捨五入、その他は小数点以下第1位を四捨五入してください。また、マイナスの場合（削減項目については実質的に増加するという意味）は▲を付してください。

仕様書に提示する提案必須項目の更新に該当する提案項目については、同じく仕様書に提示する当該設備の維持管理費相当額を、事業者の提案による削減効果として、年間削減予定額に加えることができます。

イ ESCO契約内容提案書（様式第10号-2）

年間削減予定額等を記載してください。提案書内の他の場所に記載している数値との整合性に注意してください。

⑨契約期間終了後から15年目までの維持管理費は契約期間終了後、設備を当院に譲渡した後に事業者が維持管理を引き続き受託するものと想定した費用とし、様式第12号-1と整合を図ってください。契約期間が15年の場合は0円としてください。

金額は円単位まで記載するものとしませんが、年間削減保証額は計算の結果、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとしします。また、保証率は年間削減予定額に対する比率を、小数点以下第2位を四捨五入した数値で記載してください。

③ 技術提案書

ア 改修提案項目の説明（様式第11号-1）

応募者が提案する省エネルギー手法をその効果と共に記載してください。改修提案項目ごとに改ページし、各々の改修提案項目内には、下記の項目については必ず記載してください。

（これら以外の項目の記入を制限するという意味ではありません）

（ア）改修提案項目（タイトル）

「様式第10号-1」の改修提案項目と一致させてください。

（イ）総括概要（数行程度の文章で）

（例）既設の●●は●●という問題点が考えられるため、●●に変更する。このことにより、●●が大幅に削減されるほか●●というメリットがある。（一方で、●●というデメリットも発生する。）

（ウ）改修前と改修後の比較図

設備構成図、設備フロー図、写真等による比較を行ってください。

（エ）数値による詳細説明

改修前と改修後のより詳細な比較説明を記載してください。光熱水削減量、1次エネルギー削減量及び削減率、二酸化炭素削減量及び削減率、年間削減予定額に関する詳細説明、削減想定条件、計算過程等を示してください。数値的説明のほか、適宜グラフ、図、表を用いてください。

記載内容に不明瞭なものがないよう注意し、次の点に注意し記載してください。

- ・提案内容の総括概要が漠然として不明瞭である。

- ・エネルギー使用量や削減額等について、計算結果のみが記載されている。また、数値の出典根拠が記載されていない。
- ・改修工事前後の比較を行うにあたり、異なる単位を用いている。
- ・提案総括表（様式第10号-1）にある記載項目についての計算過程が様式第11号-1にない。
- ・提案総括表（様式第10号-1）と数値及び改修提案項目の整合性がない。

イ 環境への配慮（様式第11号-2）

NO_x、SO_x、ばいじん、騒音等の環境対策について記載してください。

ウ 当院の運営・業務への配慮（様式第11号-3）

当院が24時間365日稼動する病院施設であることを考慮したうえで、工事施工にあたっての安全管理、工程管理、品質管理などにおいて特に重要と判断し工夫する内容、および現地施工時期、空調等停止期間、工事完了期限、設備引渡しに関する内容について記載してください。また、維持管理期間中の定期点検等の時期及び方法についても、併せて記載してください。

エ 契約期間終了後の対応（様式第11号-4）

契約期間終了後の対応に関し、下記の事項について記載してください。

- (ア) 契約期間終了時点での想定されるESCO設備のメンテナンス状況（部品交換やオーバーホール済みの状況等）。
- (イ) 契約期間終了後に想定される維持管理方法に関し、ESCO設備ごとに、定期点検（法令上必要なものも含む）、定期保守（フィルタ清掃等を含む）、消耗品交換（照明器具ランプの交換等を含む）、オーバーホール等について、内容や頻度等を記載してください。保守の容易性や部品確保の難易度等について特筆することがあれば合わせて記載してください。

④ 事業資金計画書

ア 事業収支計画書（様式第12号-1）

本事業に関する、当院の収支計画を作成してください。契約期間が15年未満の場合でも、契約期間後のESCOサービス料を0円とし、15年分を作成してください。また、この場合は（維持管理費）の欄に、契約期間終了後、設備を当院に譲渡した後に事業者が維持管理を引き続き受託するものと想定した費用を記載してください。

この様式は必ずA3横版とします。

イ 事業者収支計画書（様式第12号-2）

契約期間中の事業収支（事業者分）について「補助金無し」と「補助金有り」の2種作成してください。なお、事業終了時の設備の扱いについては、簿価ならびに撤去費用は考慮しないこととします。

この様式は必ずA3横版とします。

ウ 資金計画書（様式第12号-3）

資金調達に関する考え方、外部借入等の内容、その他資金調達方法として検討している事項を記載してください。

エ 工事予算等経費計画書（様式第12号-4）

初期投資に係る費用を記入してください。詳細診断費には、包括的エネルギー管理計画書

作成の費用も含めます。

オ 工事費積算書（様式第12号-5）

鳥取市公共建築工事積算基準（平成30年4月鳥取市都市整備部作成）に基づき記載してください。

カ 補助金関係提案書（様式第12号-6）

想定している補助金の種類と金額、補助金の交付要件、提案内容での補助金獲得の可能性等に関する考察について記載してください。

⑤ 維持管理等提案書

ア 維持管理計画書（様式第13号-1）

（ア）E S C O設備の維持管理計画書

E S C O設備の維持管理業務に関する計画内容を記載してください。E S C O設備に必要な維持管理（定期点検、定期保守、消耗品交換等）を事業者自らの負担で行うものとなりますが、コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で工夫している点があれば、併せて記載してください。行が不足する場合は、適宜行を追加してください。

（イ）維持管理見積書

契約期間中に毎年要するフルメンテナンスの維持管理費用を、機器別かつ種類（定期点検、定期保守、消耗品交換等）別に示してください。維持管理費用が年度ごとに異なる場合は、各年度別に記入してください（ただし、年間の委託料額は一定です）。

イ 計測・検証計画書（様式第13号-2）

（ア）省エネルギー効果の計測・検証方法

エネルギー削減保証量が確実に達成されていることを証明するための、適切な計測・検証方法を示してください。

全ての改修提案項目について、種別（電気、ガス、水等）ごとに記載してください。新たに計測機器等を設置する場合や既存の計測機器等を流用する場合は、計測機器等の名称や設置箇所を、また計測機器等によらない場合は、計測・検証方法の理論を記載してください。行が不足する場合は、適宜行を追加してください。

（イ）計測機器設置見積書

計測・検証に必要な機器類の設置費用と、その算定根拠を示してください。行が不足する場合は、適宜行を追加してください。

（ウ）計測・検証費見積書

毎年要する費用と、その算定根拠を示してください。行が不足する場合は、適宜行を追加してください。

（エ）その他特記事項

計測・検証業務を行ううえで、コスト削減およびサービス水準の向上等の視点で工夫している点があれば記載してください。行が不足する場合は、適宜行を追加してください。

ウ 運転管理指針計画書（様式第13号-3）

（ア）運転管理指針

E S C O設備および当院の既存設備に関する適切な運転管理の考え方、事業者と当院の役割について記載してください。また、コスト削減およびサービス水準の向上等の視点で工夫している点があれば、あわせて記載してください。行が不足する場合は、適宜行を追

加してください。

(イ) 運転管理費見積書

毎年要する費用と、その算定根拠を示してください。行が不足する場合は、適宜行を追加してください。

エ 緊急時・災害時の対応提案書（様式第13号-4）

契約期間中に発生が想定されるE S C O設備の故障、停電、自然災害等に対し、提案内容がもつ安全性、信頼性、対応柔軟性について記載してください。

また、契約期間中の緊急時の対応方法を連絡体制図と共に示してください。この際、個人の携帯電話番号などの具体的な連絡先電話番号の記述は不要です。

⑥ E S C O設備の設置計画図（任意様式）

提案するE S C O設備の設置計画を示してください。各階平面図内に、設置場所が分かるように示し、あわせて機器名称や仕様を、適宜記載してください。なお、個数が多い場合は、例えば部屋ごとに個数を記載するなど、簡略化していただいて結構です。書式は自由とし、縮尺は厳密でなくてもよいものとします。改修前（現状）の図面は不要です。